

令和2年12月大竹市議会定例会（第7回）議案の概要

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	議案第84号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について （総務部総務課）	固定資産評価審査委員会委員 <sup>まえだ こうじ</sup> 前田 興二氏が、令和3年3月4日をもって任期満了となるので、引き続き選任することについて、市議会の同意を求めるもの。	市長
2	議案第85号	延滞金の割合の改定に伴う関係条例の整理について （総務部総務課） （市民生活部環境整備課） （健康福祉部地域介護課） （健康福祉部保健医療課） （建設部都市計画課） （上下水道局業務課）	1 改正の理由 地方税法における延滞金の割合の特例の改正に伴い、延滞金等の規定について所要の改正をするため、関係条例の一部を改正しようとするものである。 2 改正する条例 （1）大竹市後期高齢者医療に関する条例 （2）大竹市国民健康保険条例 （3）大竹市介護保険条例 （4）大竹市小型合併処理浄化槽設置資金貸付条例 （5）大竹市営住宅設置及び管理条例 （6）大竹市特定公共賃貸住宅管理条例 （7）大竹市水洗便所改造資金貸付条例 （8）都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 （9）大竹市漁業集落排水施設整備事業受益者分担金徴収条例 （10）大竹市農業集落排水施設整備事業受益者分担金条例 3 改正の主な内容 （1）「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に変更する等の字句の修正を行う。 （2）延滞金又は遅延利息の額の計算において、加算した割合が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とすることを規定する。 4 施行期日等 令和3年1月1日。ただし、改正後のそれぞれの条例は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金又は遅延利息について適用し、同日前の期間に対応する延滞金又は遅延利息については、改正前の規定を適用する。	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
3	議案第 86 号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について (市民生活部市民税務課)	<p>1 改正の理由 大竹会館改築等事業に伴い、大竹市役所大竹支所の機能を一時的に大竹市立大竹小学校屋内運動場に移転しており、改築工事が完了した後に、大竹市役所大竹支所の機能を元の位置に戻すため、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 大竹市役所大竹支所の位置を「大竹市白石二丁目 1 番 1 号」から「大竹市本町一丁目 9 番 3 号」に改める。</p> <p>3 施行期日 令和 3 年 2 月 1 5 日</p>	市民生活部 長
4	議案第 87 号	大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	<p>1 改正の理由 大竹市総合福祉センターの運営を継続的かつ安定的に行うことができるように、指定管理者が管理を行う期間を変更するため、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 指定管理者が管理を行う期間を、3 年から 5 年に延長する。</p> <p>3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日</p>	健康福祉部 長
5	議案第 88 号	大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	<p>1 改正の理由 大竹市地域福祉会館の運営を継続的かつ安定的に行うことができるように、指定管理者が管理を行う期間を変更するため、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 指定管理者が管理を行う期間を、3 年から 5 年に延長する。</p> <p>3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日</p>	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
6	議案第 89 号	大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	<p>1 改正の理由 大竹市養護老人ホームの運営を継続的かつ安定的に行うことができるように、指定管理者が管理を行う期間を変更するため、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 指定管理者が管理を行う期間を、3年から5年に延長する。</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p>	健康福祉部 長
7	議案第 90 号	大竹市総合市民会館条例の一部改正について (教育委員会生涯学習課)	<p>1 改正の理由 勤労青少年ホームを廃止し、勤労青少年ホームとして使用していた場所を中央公民館に転用するため、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 勤労青少年ホームに関する規定を削除する。 (2) 勤労青少年ホームとして使用していた場所の使用料を、中央公民館の使用料として規定を整理する。</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p>	教育 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
8	議案第91号	大竹市火災予防条例の一部改正について (消防本部)	<p>1 改正の理由 対象火気設備等の位置, 構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い, 急速充電設備に関する基準が改正されたため, 本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 急速充電設備の全出力の上限を50ワットから200ワットに変更し, あわせて, 急速充電設備本体その他の部分の安全対策について規定する。 (2) 全出力50キロワットを超える急速充電設備の設置について, 設置前に届出をしなければならないことを規定する。</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日。ただし, 施行の際現に設置され, 又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置, 構造及び管理に関する基準の適用については, なお従前の例による。</p>	消防長
9	議案第92号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について (総務部総務課)	<p>広島県市町総合事務組合の構成団体である世羅三原斎場組合が令和3年3月31日をもって解散し, 同年4月1日から広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い, 同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約を変更することについて, 関係地方公共団体と協議を行うため, 市議会の議決を求めるもの。</p>	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
10	議案第93号	指定金融機関の指定更新について (会計課)	本市の指定金融機関として株式会社 四国銀行を指定しているが、その指定期間が令和3年3月31日をもって満了となるので、引き続き同行を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 指定期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	総務部長
11	議案第94号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について (総務部産業振興課)	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 三倉岳県立自然公園協議会 2 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで	総務部長
12	議案第95号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について (総務部産業振興課)	大竹市マロンの里の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 佐伯中央農業協同組合 2 指定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者																																										
13	議案第 96 号	令和 2 年度大竹市一般会計補正予算 (第 10 号)  (総務部企画財政課)	<p>1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 71,945 千円 (詳細は 5 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 21,557,212 千円</p> <p>2 繰越明許費の補正 ○追加</p> <table border="1" data-bbox="943 437 1966 900"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>事業名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 総務費</td> <td>3 戸籍住民基本台帳費</td> <td>コンビニ等交付システム構築事業</td> <td>33,784 千円</td> </tr> <tr> <td>6 農林水産業費</td> <td>2 林業費</td> <td>比作地区林地崩壊対策事業</td> <td>79,800 千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>2 道路橋りょう費</td> <td>恵川橋歩道整備事業</td> <td>45,000 千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>2 道路橋りょう費</td> <td>小方 4 号線道路改良事業</td> <td>18,000 千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>7 住宅費</td> <td>市営住宅御園団地整備事業</td> <td>6,500 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 債務負担行為の補正 ○追加</p> <table border="1" data-bbox="943 983 1966 1481"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎寝具の借上げに要する経費</td> <td>令和 3 年度から 令和 4 年度まで</td> <td>845 千円以内</td> </tr> <tr> <td>地域情報通信基盤施設管理に要する経費</td> <td>令和 3 年度</td> <td>9,922 千円以内</td> </tr> <tr> <td>工事監査(技術調査)に要する経費</td> <td>令和 3 年度</td> <td>110 千円以内</td> </tr> <tr> <td>市立保育所等整備事業に要する経費</td> <td>令和 3 年度</td> <td>26,115 千円以内</td> </tr> <tr> <td>こども相談室建物の借上げに要する経費</td> <td>令和 3 年度</td> <td>198 千円以内</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	事業名	金額	2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ等交付システム構築事業	33,784 千円	6 農林水産業費	2 林業費	比作地区林地崩壊対策事業	79,800 千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	恵川橋歩道整備事業	45,000 千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	小方 4 号線道路改良事業	18,000 千円	8 土木費	7 住宅費	市営住宅御園団地整備事業	6,500 千円	事項	期間	限度額	本庁舎寝具の借上げに要する経費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	845 千円以内	地域情報通信基盤施設管理に要する経費	令和 3 年度	9,922 千円以内	工事監査(技術調査)に要する経費	令和 3 年度	110 千円以内	市立保育所等整備事業に要する経費	令和 3 年度	26,115 千円以内	こども相談室建物の借上げに要する経費	令和 3 年度	198 千円以内	副市長
款	項	事業名	金額																																											
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ等交付システム構築事業	33,784 千円																																											
6 農林水産業費	2 林業費	比作地区林地崩壊対策事業	79,800 千円																																											
8 土木費	2 道路橋りょう費	恵川橋歩道整備事業	45,000 千円																																											
8 土木費	2 道路橋りょう費	小方 4 号線道路改良事業	18,000 千円																																											
8 土木費	7 住宅費	市営住宅御園団地整備事業	6,500 千円																																											
事項	期間	限度額																																												
本庁舎寝具の借上げに要する経費	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	845 千円以内																																												
地域情報通信基盤施設管理に要する経費	令和 3 年度	9,922 千円以内																																												
工事監査(技術調査)に要する経費	令和 3 年度	110 千円以内																																												
市立保育所等整備事業に要する経費	令和 3 年度	26,115 千円以内																																												
こども相談室建物の借上げに要する経費	令和 3 年度	198 千円以内																																												

	議案番号	件名	内容	提案説明者								
			4 地方債の補正 <table border="1" data-bbox="1005 225 1962 395"> <thead> <tr> <th data-bbox="1005 225 1469 280" rowspan="2">起債の目的</th> <th colspan="2" data-bbox="1469 225 1962 280">限度額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1469 280 1715 336">補正前</th> <th data-bbox="1715 280 1962 336">補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1005 336 1469 395">河川整備事業</td> <td data-bbox="1469 336 1715 395">163,800 千円</td> <td data-bbox="1715 336 1962 395">170,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>	起債の目的	限度額		補正前	補正後	河川整備事業	163,800 千円	170,000 千円	
起債の目的	限度額											
	補正前	補正後										
河川整備事業	163,800 千円	170,000 千円										

5 補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	国庫補助金等返還事務	15,370				
	特別定額給付金給付事業	△ 26,994	15 国庫支出金	特別定額給付金給付事務費国庫補助金	△ 16,594	
				特別定額給付金給付事業費国庫補助金	△ 10,400	
	戸籍住民基本台帳事務	33,784	15 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	33,784	
3 民生費	障害者等自立支援給付事業	1,357	15 国庫支出金	システム改修事業国庫補助金	678	
	介護施設整備等補助事業	2,942	16 県支出金	地域医療介護総合確保事業県補助金	2,942	
	感染症対策支援事業	300	15 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	300	
	後期高齢者医療特別会計歳入補填事務	645				
	介護保険特別会計歳入補填事務	4,184				
	市立保育所運営管理事業	2,000	16 県支出金	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援県補助金	5,500	
	私立保育所等委託事業	3,500				
4 衛生費	保健衛生事務	58,590	15 国庫支出金	再編交付金	58,590	
	医療体制支援事業	22,140	15 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	22,140	
6 農林水産業費	漁業集落排水特別会計歳入補填事務	2,144				
7 商工費	中小企業経営安定支援事業	△ 16,517				
8 土木費	道路・橋りょう新設, 改良事業	13,500				
	急傾斜地崩壊対策事業(県)	6,344	22 市債	急傾斜地崩壊対策事業債	6,200	

	晴海臨海公園整備事業	△ 55,800	15 国庫支出金	再編交付金	△ 58,590	
	市営住宅御園団地整備事業	6,500	19 繰入金	市営住宅基金繰入金	6,500	
10 教育費	中学校管理運営事業	953				
	スポーツ振興事業	△ 910	21 諸収入	スポーツ大会参加料	△ 625	
	大竹駅伝競走大会開催事業	△ 2,087				
			15 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	192,141	財源充当補正
			19 繰入金	財政調整基金繰入金	△ 170,802	対応する歳入のない歳出に充当
				港湾施設管理受託特別会計繰入金	181	
合 計		71,945	合 計		71,945	

	議案番号	件名	内容	提案説明者
14	議案第 97 号	令和 2 年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第 1 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 2, 1 4 4 千円 ○予算総額 3 6, 0 3 1 千円 <b>【補正予算の内容】</b> （歳入） ・一般会計繰入金 2, 1 4 4 千円 （歳出） ・管渠施設改修工事 1, 1 0 0 千円 ・処理場改良工事 1, 0 4 4 千円	副市長
15	議案第 98 号	令和 2 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第 1 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 3 6 2 千円 ○予算総額 6 7, 7 5 0 千円 <b>【補正予算の内容】</b> （歳入） ・前年度繰越金 3 6 2 千円 （歳出） ・県納付金 1 8 1 千円 ・一般会計繰出金 1 8 1 千円	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
16	議案第 99 号	令和 2 年度大竹市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 5, 8 8 4 千円 ○予算総額 2, 9 2 7, 4 2 6 千円 <b>【補正予算の内容】</b> (歳入) ・システム改修事業補助金 1, 7 0 0 千円 ・事務費等繰入金 4, 1 8 4 千円 (歳出) ・システム改修委託料 5, 8 8 4 千円	副市長
17	議案第 100 号	令和 2 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 7, 3 2 6 千円 ○予算総額 5 1 4, 2 3 2 千円 <b>【補正予算の内容】</b> (歳入) ・職員給与費等繰入金 6 4 5 千円 ・前年度繰越金 6, 5 2 1 千円 ・システム改修事業補助金 1 6 0 千円 (歳出) ・システム改修委託料 8 0 5 千円 ・保険料等負担金 6, 5 2 1 千円	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
18	議案第 101 号	令和 2 年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号） (上下水道局)	1 収益的支出の予定額の補正 ○補正予定額 3,000 千円 ○予算総額 474,060 千円 【内訳】工業用水道事業費用 営業費用 給配水費 修繕費 3,000 千円 2 補てん財源の補正 (1) 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を、「300,165 千円」から「300,318 千円」に改める。 (2) 当年度分損益勘定留保資金を「147,800 千円」から「147,953 千円」に改める。 2 資本的支出の予定額の補正 ○補正予定額 153 千円 ○予算総額 493,019 千円 【内訳】資本的支出 企業債償還金 153 千円	上下水道局長
19	議案第 102 号	令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号） (上下水道局)	1 業務の予定量の補正 単独整備事業を「92,351 千円」から「110,351 千円」に改める。 2 補てん財源の補正 (1) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を「147,024 千円」から「165,024 千円」に改める。 (2) 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を「15,950 千円」から「17,587 千円」に改める。 (3) 過年度分損益勘定留保資金を「131,074 千円」から「147,437 千円」に改める。 3 資本的支出の予定額の補正 ○補正予定額 18,000 千円 ○予算総額 743,393 千円 【内訳】資本的支出 建設改良費 18,000 千円	上下水道局長